

公共事業再評価に関する意見

(令和 8 年 1 月)

青森市社会資本整備評価委員会

目 次

頁

1 審議案件

《公共事業再評価》

案件第1号 油川新城線道路整備事業…………… 1

案件第2号 佃地区融流雪溝整備事業…………… 2

《社会資本総合整備計画事後評価》

案件第3号 青森市宅地耐震化推進事業（防災・安全）…………… 3

2 意見書の活用…………… 3

1 審議案件

審議案件に係る意見を以下に取りまとめた。

○ 案件第 1 号 油川新城線道路整備事業

① 事業について

当該事業は、市道森林軌道廃線通り線から国道 280 号バイパスを結ぶ延長 815m の幹線道路を整備するものである。

平成 13 年度に事業着手し、令和 7 年度末の事業の進捗率は、事業費全体で 67.1% となっている。

この幹線道路を整備することにより、青森港方面からの交通の分散が図られ、安全で円滑な交通が確保される。また、在国道 280 号と国道 280 号バイパスを結ぶ、一般県道津軽新城停車場油川線は、住宅密集地を經由し幅員が狭隘で交通量が多く、交通安全上からも本路線の整備が求められていることから、着実に事業を実施していただきたい。

② 対応方針案について

油川新城線道路整備事業については、継続して実施すべきである。

○ 案件第 2 号 佃地区融流雪溝整備事業

① 事業について

当該事業は、宅地化が進んだ既成市街地である佃地区において、融流雪溝（総延長約 11,115m）を整備するものである。

平成 22 年度に事業着手し、令和 7 年度末の事業の進捗率は、事業費全体で 86.2%となっている。

当該地区に融流雪溝を整備することにより、冬期間の機械除雪の際に生じた寄せ雪等を融流雪溝で処理することにより、十分な道路幅員が確保され、冬期間の道路交通機能及び歩行者空間の安全を確保することができることから、着実に事業を実施していただきたい。

② 対応方針案について

佃地区融流雪溝整備事業については、継続して実施すべきである。

○ 案件第 3 号 青森市宅地耐震化推進事業（防災・安全）

① 事業について

青森市宅地耐震化推進事業とは、大地震時等における盛土造成地の滑動崩落による宅地被害を軽減するため、大規模盛土造成地の危険性について調査し、マップの公表を図るとともに、耐震化を推進するなど、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を行う事業である。

計画期間は令和 2 年度から令和 6 年度となっており、計画期間が終了したことから、当該事業の目標の達成状況等の確認を行うために市が実施した事後評価の内容について審議を行ったものである。

② 対応方針案について

事後評価の内容については特に異論なし。引き続き耐震化を推進するために、マップを公表しながら宅地の安全性の「見える化」や事前対策に取り組んでいただきたい。

2 意見書の活用

市においては、公共事業再評価への対応方針を決定する場合において、本意見を尊重していただくとともに、その結果を、当委員会に報告いただきたい。

また、今後、社会資本総合整備計画を作成し、事業を実施する場合において、本意見を参考としていただきたい。